



Meiho Facility Works Ltd.
Architecture, Interiors, Planning, IT, M&E Engineering, Project Management

第46期 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2026年6月24日（水曜日）午前10時
開場：午前9時30分

開催場所

東京都千代田区平河町二丁目7番9号
JA共済ビル1F
カンファレンスホール

議案

- 第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）5名選任の件
第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

目次

第46期定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	6
事業報告	17
計算書類	37
監査報告	45

株主総会にご出席いただけない場合

書面（郵送）またはインターネットにより議決権を行使くださいようお願い申し上げます。

議決権行使期限

2026年6月23日（火曜日）午後5時15分まで

明豊ファシリティワークス株式会社

株 主 各 位

東京都千代田区平河町二丁目7番9号
明豊ファシリティワークス株式会社
代表取締役社長 大 貫 美

第46期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第46期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の各ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトアクセスの上、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト (IRニュース)】

<https://www.meiho.co.jp/ir/news/?y=2026>

(上記ウェブサイトアクセスいただき、「定時株主総会招集ご通知」をご確認ください。)



また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

【東京証券取引所 ウェブサイト】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

(上記のウェブサイトアクセス頂き、「銘柄名 (会社名)」に「明豊ファシリティワークス」又は「コード」に当社証券コード「1717」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」の順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)



なお、当日ご出席されない場合は、書面（郵送）またはインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2026年6月23日（火曜日）午後5時15分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

[インターネットによる議決権行使の場合]

当社指定の議決権行使ウェブサイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスしていただき、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用の上、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否を上記の行使期限までにご入力ください。

インターネットによる議決権行使に際しましては、後記の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいませようお願い申し上げます。

[書面（郵送）による議決権行使の場合]

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

敬 具

記

1. 日 時 2026年6月24日（水曜日）午前10時（開場9時30分）
2. 場 所 東京都千代田区平河町二丁目7番9号JA共済ビル1F カンファレンスホール
3. 目的事項
報告事項 第46期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）事業報告および計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）5名選任の件
第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

以 上

-
- ◎ 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
 - ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。なお、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 電子提供措置事項に訂正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

株主総会にご出席される場合



議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日時 2026年6月24日（水曜日）午前10時（受付開始：午前9時30分）

インターネットで議決権を行使される場合



パソコン又はスマートフォンから議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスし、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご入力いただき、画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。

行使期限 2026年6月23日（火曜日）午後5時15分入力完了分まで

書面（郵送）で議決権を行使される場合



議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限 2026年6月23日（火曜日）午後5時15分到着分まで

書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

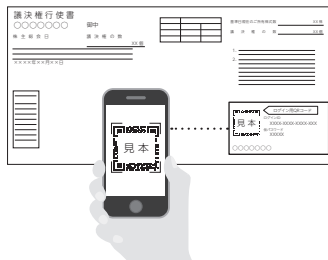
- ※ インターネットと書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取扱わせていただきます。
- ※ インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

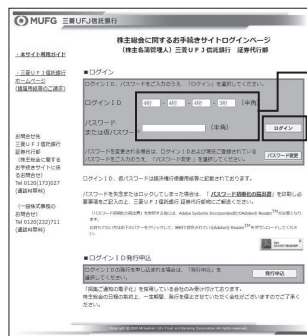
- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力クリックしてください。



「ログインID・
仮パスワード」
を入力
「ログイン」を
クリック

- 3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォンの操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）5名選任の件

候補者番号	氏名	当社における地位、担当および重要な兼職の状況	
1	サカタ アキラ 坂田 明	代表取締役会長	再任
2	オオノキ ヨシ 大貫 美	代表取締役社長兼CM事業創造本部長兼 PM本部長兼ナレッジセンター長	再任
3	オオシマ カズオ 大島 和男	専務取締役兼経営企画本部長兼執行役員	再任
4	ムラカミ フジオ 村上 富士男	取締役兼技師長兼生産技術部長兼執行役員	再任
5	イエサキ タケシ 家崎 武司	取締役兼技術本部長兼執行役員	再任

再任 再任取締役候補者

取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（5名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者の選任にあたりましては、代表取締役が選考し、各候補者の知識、知見、執行能力等、取締役候補者として適任であることについて、指名報酬委員会における諮問答申結果を踏まえて、取締役会において決定しております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	候補者の 有する 当社の株式数
1	サカタ アキラ 坂田 明 (1942年7月30日生)	1980年9月 当社設立 代表取締役社長 1987年3月 当社代表取締役社長 退任 1988年3月 当社代表取締役社長 就任 2006年6月 当社代表取締役会長 2007年6月 当社取締役会長 2009年3月 当社代表取締役会長 2009年4月 当社代表取締役社長兼会長 2012年6月 当社代表取締役社長 2017年4月 当社代表取締役会長 (現任)	374,000株
2	オオヌキ ヨシ 大貫 美 (1964年6月12日生)	1997年7月 当社入社 2003年6月 当社執行役員マーケティング部長 2003年10月 当社取締役マーケティング部長兼執行役員 2006年6月 当社常務取締役マーケティング部長 2010年4月 当社常務取締役営業本部長 2011年2月 当社常務取締役営業本部長兼安全衛生推進本 部長 2011年4月 当社常務取締役マーケティング本部長兼安全 衛生推進本部長兼デザイン部長 2014年4月 当社代表取締役専務マーケティング本部長兼 安全衛生推進本部長兼デザイン部長 2016年4月 当社代表取締役専務マーケティング本部長兼 安全衛生推進本部長兼デザイン部長兼PM本 部長 2017年4月 当社代表取締役社長 2021年4月 当社代表取締役社長兼CM事業創造本部長兼 PM本部長兼ナレッジセンター長 (現任)	197,400株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	候補者の 有する 当社の株式数
3	オオシマ カズオ 大 島 和 男 (1966年12月18日生)	2000年12月 当社入社 2003年 6月 当社執行役員経営企画部長 2004年 6月 当社取締役経営企画部長兼執行役員 2009年 4月 当社取締役経営企画本部長兼執行役員 2009年10月 当社常務取締役経営企画本部長兼執行役員 2013年 1月 当社常務取締役管理本部長兼執行役員 2014年 4月 当社常務取締役社長室長兼管理本部長兼執行役員 2017年 3月 当社常務取締役兼経営企画本部長兼執行役員 2023年 6月 当社専務取締役兼経営企画本部長兼執行役員 (現任)	169,500株
4	ムラカミ フジオ 村 上 富士男 (1967年12月20日生)	2012年 7月 当社入社 2017年 4月 当社技師長兼執行役員 2021年 4月 当社技師長兼生産技術部長兼執行役員 2021年 6月 当社取締役兼技師長兼生産技術部長兼執行役員 (現任)	23,300株
5	イエサキ タケシ 家 崎 武 司 (1969年 4月26日生)	2011年10月 当社入社 2013年 4月 当社建築技術部次長 2016年 4月 当社建築技術部部长 2017年 4月 当社技術部部长 2017年10月 当社執行役員技術部部长 2025年 6月 当社取締役兼技術部部长兼執行役員 (現任)	8,549株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 上記取締役候補者の有する当社の株式数は、2026年3月31日現在のものです。
3. 取締役候補者の選任理由は、以下のとおりであります。
- (1) 坂田明氏は、企業経営等の豊富な経験や実績、幅広い知識と見識を有しており、1980年に当社を設立し、2017年に代表取締役会長として、当社のブランド力向上を担っております。また取締役会の構成員として、特に当社のリスクマネジメント向上に資していることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。
 - (2) 大貫美氏は、当社事業の豊富な経験や実績、幅広い知識と見識を有し、2017年から代表取締役社長として、強いリーダーシップで当社の経営を担っております。取締役会の構成員として、取締役会の意思決定機能の更なる強化が期待されるため、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。
 - (3) 大島和男氏は、経営企画、管理をはじめとした当社事業の豊富な経験や実績、幅広い知識と見識を有し、2004年から取締役会の構成員として、経営上の重要な事項の決定および業務執行に対する監督等について適切に実行しております。円滑な事業運営、当社サービスの品質向上やリスク低減、コーポレート・ガバナンスの更なる向上が期待されるため、取締役会の構成員として、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。
 - (4) 村上富士男氏は、建築技術、マーケティング、プロジェクト・マネジメントをはじめとした当社事業の豊富な経験や実績、幅広い知識と見識を有し、円滑な事業運営、当社サービスの品質向上やリスク低減、コーポレート・ガバナンスの更なる向上が期待されるため、取締役会の構成員として、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。
 - (5) 家崎武司氏は、建築技術及び組織マネジメントをはじめとした当社事業の豊富な経験や実績、幅広い知識と見識を有し、円滑な事業運営、当社サービスの品質向上やリスク低減、コーポレート・ガバナンスの更なる向上が期待されるため、取締役の構成員として、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。
 - (6) 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。2026年6月に同契約を更新する予定です。当該保険契約により、被保険者が負担することになる第三者訴訟、株主代表訴訟及び会社訴訟において発生する争訟費用及び損害賠償金を填補することとしており、当該保険契約の保険料は全額当社が負担しております。取締役候補者につきましては、再任が承認された場合、引き続き被保険者となります。なお、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第2号議案

監査等委員である取締役3名選任の件

候補者番号	氏名	当社における地位	
1	シガ テツヤ 志賀 徹也	社外取締役（監査等委員）	再任
2	コスダ アキコ 小須田 明子	社外取締役（監査等委員）	再任
3	ツチャ ジュン 土屋 純	社外取締役（監査等委員）	再任

再任 再任取締役候補者

監査等委員である取締役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いしたいと存じます。なお、本議案に関しましては、指名報酬委員会、監査等委員会の同意を得ております。監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	候補者の有する 当社の株式数
1	シガテツヤ 志賀徹也 (1947年4月22日生)	1970年4月 日本電子(株) 入社 1975年6月 日本電子(株) 退社 1975年7月 日本デジタル・イクイップメント・コーポレーション 入社 1995年4月 日本デジタル・イクイップメント・コーポレーション 退社 1995年4月 アップルコンピュータ・ジャパン(株)代表取締役社長 1997年4月 アップルコンピュータ・ジャパン(株) 退社 1997年6月 オートデスク・ジャパン代表取締役社長 2007年2月 オートデスク・ジャパン 退社 2007年6月 日本BEAシステムズ(株)代表取締役社長 2008年6月 日本BEAシステムズ(株) 退社 2008年7月 日本オラクル(株)副社長執行役員 2012年8月 日本オラクル(株) 退社 2013年1月 NCデザイン&コンサルティング(株)顧問 (現任) 一般社団法人CRM協議会顧問 (現任) (株)コーチ・エイEBP (Executive Business Partner) (現任) 2016年6月 当社社外取締役 (監査等委員) (現任) 2017年7月 クオリティソフト(株)社外取締役 2018年2月 (株)SIG社外取締役 2018年3月 PTCジャパン(株)顧問 2021年6月 クオリティソフト(株)社外取締役 退任 2021年6月 (株)SIG社外取締役 退任 2023年8月 PTCジャパン(株)顧問 退任	一株

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	候補者の 有する 当社の株式数
2	コスダ アキコ 小須田 明子 (1946年7月9日生)	1969年 6 月 英国航空 (現British Airways Plc) 日本支 社 入社 1982年 4 月 同社営業部長 1992年 4 月 同社人事部長 1999年 9 月 英国航空 (現British Airways Plc) 日本支 社 退社 1999年10月 損保ジャパン日本興亜DC証券(株) 入社 総 務部次長 2001年 6 月 損保ジャパン日本興亜DC証券(株) 退社 2001年 7 月 ピーシーエー生命保険(株) 入社 執行役員 人事総務担当 2004年 3 月 ピーシーエー生命保険(株) 退社 2004年 4 月 MCIワールドコム日本支社 入社 人事総務 部長 2005年 1 月 MCIワールドコム日本支社 退社 2005年 2 月 日本マクドナルド(株) 入社 人事・研修・組 織開発本部部長 2009年 3 月 日本マクドナルド(株) 退社 2009年 4 月 DHR International Inc. 入社 上級ヴァ イス・プレジデント 2013年10月 DHR International Inc. 退社 2013年11月 在日カナダ商工会議所 名誉顧問 (現任) 2016年 6 月 当社社外取締役 (監査等委員) (現任) 2023年 4 月 日本取締役協会会員 (現任) 2023年 7 月 エドモントン国際空港 シニア・アドバイザ ー (現任) 2025年 1 月 アルバータ州立大学 特別顧問 (現任)	一株

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	候補者の 有する 当社の株式数
3	ツチャ ジュン 土屋 純 (1950年10月9日生)	1974年 4 月 三菱商事(株) 入社 2000年11月 三菱商事(株) 退社 2000年12月 日本エマソン(株) 入社 2006年11月 同社代表取締役 2015年 9 月 同社シニアアドバイザー 2016年 9 月 日本エマソン(株) 退社 2017年 2 月 ビデオジェット・エックスライト(株) 入社 シニアアドバイザー 2018年 7 月 ビデオジェット・エックスライト(株) 退社 2018年 3 月 (株)Indigo Blue 入社 シニアパートナー (現任) 2020年 6 月 当社社外取締役 (監査等委員) (現任)	一株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 各候補者は社外取締役候補者であります。
3. 志賀徹也氏は、企業経営等の豊富な経験や実績、幅広い知識と見識を有しており、経営判断・意思決定の過程で、その経験と見識に基づいた助言・提言をいただくとともに、独立した立場からさらなるガバナンスの維持・強化に貢献していただくため、当社の取締役会の的確な運営に大きく寄与するものと期待されることから、当社の社外取締役にふさわしいと判断し、社外取締役としての選任をお願いするものであります。
4. 小須田明子氏は、企業経営等の豊富な経験や実績、幅広い知識と見識を有しており、経営判断・意思決定の過程で、その経験と見識に基づいた助言・提言をいただくとともに、独立した立場からさらなるガバナンスの維持・強化に貢献していただくため、当社の取締役会の的確な運営に大きく寄与するものと期待されることから、当社の社外取締役にふさわしいと判断し、社外取締役としての選任をお願いするものであります。
5. 土屋純氏は、企業経営等の豊富な経験や実績、幅広い知識と見識を有しており、経営判断・意思決定の過程で、その経験と見識に基づいた助言・提言をいただくとともに、独立した立場からさらなるガバナンスの維持・強化に貢献していただくため、当社の取締役会の的確な運営に大きく寄与するものと期待されることから、当社の社外取締役にふさわしいと判断し、社外取締役としての選任をお願いするものであります。
6. 志賀徹也氏・小須田明子氏の当社監査等委員である社外取締役在任期間は、本総会終結の時をもって10年であり、土屋純氏は6年であります。

7. 当社は、会社法第427条第1項の規定に基づく責任限定契約を社外取締役候補者の間で締結しております。社外取締役候補者についてはすでに当該保険契約の被保険者となっており、再任が承認された場合、引き続き被保険者となります。なお、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額であります。
8. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、2026年6月に同契約を更新する予定であります。当該保険契約により、被保険者が負担することになる第三者訴訟、株主代表訴訟及び会社訴訟において発生する争訟費用及び損害賠償金を填補することとしており、当該保険契約の保険料は全額当社が負担しております。社外取締役候補者についてはすでに当該保険契約の被保険者となっており、再任が承認された場合、引き続き被保険者となります。
9. 各候補者は指名報酬委員会の委員に就任しており、役員候補者や役員報酬等の決定につき、客観的・中立的な立場で必要かつ適切な助言を行うことにより、経営機能の強化に貢献しております。
10. 当社は、志賀徹也氏・小須田明子氏・土屋純氏を株式会社東京証券取引所に独立役員（社外取締役）として届け出ております。

当社の取締役のスキルマトリックス

	取締役全員に求める知見と能力				管掌役員に求める専門的な知見と能力			独立社外 取締役
	社外取締役に求める専門的な知見と能力							独立性
	フェアネス・ 透明性	企業経営	当社事業	サステナ ビリティ	マーケティン グ、プロジェ クトマネジメ ント、技術	経理・財務・ 人事・法務	ICT	
坂田 明	○	○	○	○	○	○	○	
大貫 美	○	○	○	○	○	○	○	
大島 和男	○	○	○	○		○	○	
村上富士男	○	○	○	○	○		○	
家崎 武司	○	○	○	○	○		○	
志賀 徹也	○	○	○	○	○		○	○
小須田明子	○	○	○	○	○	○	○	○
土屋 純	○	○	○	○	○	○		○

第3号議案

補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

また、本選任の効力につきましては、その就任前に限り、監査等委員会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものいたします。

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	候補者の有する 当社の株式数
マツムラ コウイチ 松村 孝一 (1938年11月28日生)	1962年 4月 栗田工業(株) 入社 1990年11月 栗田工業(株) 退社 1990年12月 明豊(株) (現当社) 入社 取締役 2000年 8月 当社 専務取締役 2002年 6月 当社 顧問 2004年 3月 当社 顧問契約満了 2013年 5月 NPO法人緑サポート八王子 理事 2019年 5月 NPO法人緑サポート八王子 副理事長 (現任)	82,000株

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 松村孝一氏は、補欠の社外取締役候補者であります。
3. 松村孝一氏は、企業経営等の豊富な経験や実績、幅広い知識と見識を有しており、経営判断・意思決定の過程で、その経験と見識に基づいた助言・提言をいただくとともに、独立した立場からさらなるガバナンスの維持・強化に貢献していただくため、当社の取締役会の的確な運営に大きく寄与するものと期待されることから、当社の社外取締役にふさわしいと判断し、補欠の監査等委員である社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。
4. 松村孝一氏が監査等委員である取締役に就任した際は、会社法第427条第1項の規定に基づき、責任限定契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額と致します。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、2026年6月に同契約を更新する予定であります。当該保険契約により、被保険者が負担することになる第三者訴訟、株主代表訴訟及び会社訴訟において発生する争訟費用及び損害賠償金を填補することとしており、当該保険契約の保険料は全額当社が負担しております。補欠の社外取締役候補者松村孝一氏が取締役に就任した場合、同氏も被保険者となります。
6. 当社は補欠の社外取締役候補者松村孝一氏が取締役に就任した場合には、同氏を、株式会社東京証券取引所に対し、独立役員として届け出る予定であります。
7. 松村孝一氏は、過去、当社の役員でありました。

以上

事業報告

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当社は、「フェアネス」「透明性」「顧客側に立つプロ」の企業理念に基づき、建設プロジェクトの発注者である顧客側に立ち、顧客の建設プロジェクトの目標達成を支援しております。

昨今の「中・大規模建設投資、設備投資」を取り巻く環境は、建設資材コストの高騰、労務費の上昇、人材供給力の不足及び、機器・材料の納期延伸による不透明感、中東情勢による混乱等もあり、発注者単独で建設投資を実行することが難しい状況が続いており、高い専門性をもって個々の建設投資におけるリスクを可視化して発注者の意思決定を支援する、当社CMの社会的役割が一層高まっております。

当社は、数多くの建設プロジェクトで品質・コスト・スケジュールの適正化に加え、プロジェクトの早期立ち上げ支援や、高度化した建設プロジェクトにおける発注者の意思決定をきめ細かく支援しております。また、脱炭素化やSDGs関連（環境共生・BCP・長寿命化等）の支援、働き方の可視化や施設の維持保全等に係るDX（デジタルトランスフォーメーション）化について多くの実績を重ね、当事業年度も発注者に、より高い「CM（発注者支援）の価値」を提供いたしました。

当事業年度における社内で管理する受注粗利益（※1）および売上粗利益（※1）は、民間の働き方改革を目的としたオフィス移転や改善及び公共分野におけるCM業務の順調な受注拡大によって過去最高となり、当社の企業価値向上において重要となる優秀な人材の確保に繋げる処遇向上と、当社をご支援いただいている株主の皆様に対する還元を連続増配という形で実施できました。

これらの結果、当事業年度の売上高は6,114百万円（前期比7.0%増）となりました。売上総利益は3,308百万円（同6.3%増）、営業利益は1,269百万円（同3.5%増）、経常利益は1,270百万円（同3.3%増）、当期純利益は937百万円（同3.0%増）となり、過去最高となりました。

事業のセグメントの業績は次のとおりです。

① オフィス事業

当社CM手法によるオフィス移転・新設・働き方改善等のPM（プロジェクト・マネジメント）サービスは、現時点でのオフィス移転の可否や、移転先ビルの選定支援、働き方改革の構想策定等の上流工程をはじめ、高度なPM力及び技術力が求められる短期間でのプロジェクト立ち上げ段階から引越しに至るまでを当社内の専門家集団によってワンストップで支援しております。東京都心では大規模開発に伴うオフィスビルの新築が続く中で、工事費の高騰を伴う難度の高い新築ビル竣工同時入居型の大型移転や、本格的な研究施設併設等の高度な設備要件が重視されるプロジェクトについて、大手民間企業から当社への引き合いが増加しております。また、働き方改革及びDXに自ら取り組む先進企業としても当社の認知度が高まり、民間企業のみならず公共団体における働き方改革支援及び執務環境整備プロジェクトの引き合いも増加いたしました。

当事業年度のオフィス事業の売上高は、1,562百万円（前期比37.7%増）となりました。

② CM事業

当社のCM事業は、民間企業では、データセンターや製薬工場新設等難度の高いプロジェクトで、公共団体向けでは、地方自治体庁舎や国立大学を始めとする教育施設等、数多くの公共施設で採用頂いております。

当事業年度は、特に公共分野のCM事業拡大に取り組みました。国土交通省の「2025年度新潟県胎内市における入札契約改善推進事業に係る発注者支援業務」「2025年度地方公共団体における入札契約制度の改善に向けたハンズオン支援業務」の支援事業者に選定され、国土交通省から12年連続での公募選定となりました。他の地方公共団体からは、庁舎新設、公立学校等の改築や長寿命化計画、ホールその他の公共施設の改修計画及びそれらのプロジェクト管理のDX化を推進する発注者支援事業者として、公募を通じて当事業年度に40件の業務を受託し、公共分野のCM事業が飛躍的に増加しております。

民間企業においては、当社がCMとして8年に亘ってご支援してきた日本最大の鉄道会社による大規模複合施設が3月にグランドオープンいたしました。その他、電機メーカーや製薬会社等の工場、データセンター及び国内大企業等が保有する施設の設備新設・更新等様々な分野で引き合いを頂き、CM事業の実績を重ねることができました。

建設コスト上昇や供給力減少といった環境変化の中で、民間企業の投資判断は一時的に慎重な状態にあります。当社はこれまでも増して発注者ニーズの理解に努め、様々なニーズに対応するプロジェクト立ち上げ支援を通じて、より広いCM事業のマーケットを創造してまいります。またこのような環境変化の中で、コストの透明性は一層重視され、

CMとして発注者、受注者双方の視点からそれらを紐解き、発注者内部での意思決定の変革をきめ細かく支援することで、建設におけるCM事業の役割は益々重要な価値を持つものと考えております。

また、一般社団法人日本コンストラクション・マネジメント協会が主催する「CM選奨2026」において、当社がCM業務を行った「みのわサステナブルエネルギーPGプロジェクト」が特別賞、「大阪大学（吹田）感染症総合教育研究拠点整備事業」と、「武田薬品工業無菌充填ライン実装プロジェクト」がCM選奨を受賞しました。

当事業年度は、一時的な民間企業の建設投資判断の鈍化によるマイナス分を公共分野のCM事業拡大によって補いました。

当事業年度のCM事業の売上高は、3,077百万円（前期比5.3%減）となりました。

③ CREM事業

公共団体や大手企業における大規模な保有資産の最適化を支援するCREM（コーポレート・リアルエステート・マネジメント）事業は、当社のプロジェクトマネージャー及び専門技術者による透明なプロセス（CM手法）と、当社独自開発のITシステムを活用し、工事コストやスケジュール管理及び保有資産の維持保全に関わる情報の可視化・データベース化によって、保有資産情報の一元管理が可能となりました。

一例としては、金融機関における、複数年にわたる多拠点施設改修プロジェクトを効率的に進めることが、既に当社では実現しております。

これにより、新築・改修・移転や基幹設備更新等の最適化、脱炭素化及び環境共生・ライフサイクルコストの最適化等、保有施設全体の情報が可視化された中で、維持保全等に関するサービスを提供しております。

また、当事業年度は、複数の公共団体から公共施設や公立学校の将来を見据えた改築計画や複合化計画の検討など、施設整備事業の上流工程に位置する既存保有施設の検証業務や長寿命化計画策定支援及び小中学校等の空調設備一斉更新をはじめとした様々な公共施設の設備更新等の引き合いを受託し、当社が自社開発した情報システムMPS（※2）を活用することで、個別プロジェクト（多拠点）毎の課題を一元的に可視化し解決しました。

DXを活用した当社独自の「多拠点施設同時発注支援業務の価値提供」によって社会的なニーズの変化に応え、評価を頂いております。

当事業年度のCREM事業の売上高は、1,022百万円（前期比10.6%増）となりました。

④ DX（デジタルトランスフォーメーション）支援事業

2021年度以来、当社が自社開発し、社内で10年以上の運用実績がある当社独自のシステムを活用して、顧客の働き方や施設の維持保全等に係るDX化を推進する「DX支援事業」のサービス提供を行っております。

DX化による働き方改革に取り組む企業や団体が増えている中、働く人がシステムによって可視化された自らのアクティビティを定量的に分析し、生産性向上につなげるシステムMeihoAMS（※3）、多拠点施設や設備の新設・改修の同時進行一元管理、維持保全業務のタスク管理及び顧客が意思決定に必要な関連情報を可視化・一元管理するMPSへのニーズが高まっております。最近では、顧客側の人材不足に伴う保有施設の維持保全プロセスの効率化等、顧客の視点に基づくMPS機能の充実化を推進し、DX支援事業に多くの引き合いを頂きました。

当事業年度のDX支援事業の売上高は、452百万円（前期比11.3%増）となりました。

また当社は、2024年4月に、経済産業省が定める「DX認定事業者」に認定され、2026年4月1日に認定の更新を受けております。

※1 社内で管理する粗利益は、顧客との契約金額(受注高・売上高)から、システム開発の一部外部委託等の外注費を控除したものです。当社は、この「粗利益」にて、収益の伸びを社内で管理しております。

※2 MPS[®] (Meiho Project Management System) は、新設プロジェクト管理情報や施設の維持保全に関する情報を可視化・データベース化することで、効率的なプロジェクトの推進や計画的な維持保全及び「過去からの学び」を目的とする、情報の一元管理システム。

※3 MeihoAMS[®] (Meiho Activity Management System) は、2003年以降当社で活用している、個人のアクティビティの可視化・定量化・気づきの確認、そして社員一人ひとり及び全社員の生産性を定量化し、働き方向上と人手不足解消を目的として活用しているマンアワーシステム。

<発注者支援事業の将来性と企業価値向上>

当社は、CM（コンストラクション・マネジメント＝発注者支援事業）を専業とする上場企業として、各種法令を遵守するための体制や規程等を整備し、「フェアネス」「透明性」「顧客側に立つプロ」の企業理念に基づき、自ら「隠し事」が出来ない独自の経営基盤を構築し、「明朗経営」の下で、日々発注者支援事業に取り組んでおります。

今後の社会の変化に向けた対応として、物価高騰や顧客の人手不足対策やサステナビリ

ティへの対応等を考慮し、新築から維持保全まで施設のライフサイクル全般への支援、高い専門性に基づく脱炭素化支援、働き方改革や優秀な人材獲得を目的としたオフィス構築支援等DXと一体となったサービスを新たな事業として推進し、発注者支援事業の価値と可能性を更に向上させ、企業としての将来性を高めてまいります。

また当社では、CMの価値向上と更なる進化の礎となる人的資本経営を重要な経営マターとして位置づけ、人材の採用・育成、顧客本位のCMサービス提供体制構築、ナレッジ活用の向上、働き方改革等を予めから推進しております。

その一環として、女性活躍推進における取り組みが評価され、2025年8月に厚生労働省より「えるぼし（3段階目）」の認定を受けました。

今では「フェアネス」「透明性」「顧客側に立つプロ」という創業時以来の企業理念が企業風土として定着し、社員一人ひとりが顧客に価値を提供することで、自らの成長と達成感を実感し、高い志の下、全社員一丸となって行動しております。

今後共、優秀な人材の採用とプロフェッショナル育成システムの向上に一層力を入れて取り組み、社員一人ひとりの成長と組織力強化による顧客本位の「明豊のCM」を徹底することで、CM事業の社会性を更に高め、社会の変化と共に進化する継続的な企業価値向上を実現してまいります。

(2) 設備投資の状況

当事業年度は、総額160百万円の設備投資を実施いたしました。その内96百万円につきましてはDX化を支援するシステム開発投資を実施し、47百万円につきましては大阪支店移転に伴う設備投資を実施し、17百万円につきましては既存設備更新と業務効率向上を目的とした設備投資を実施いたしました。

(3) 資金調達の状況

上記の設備投資は、自己資金により充当いたしました。

(4) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、構造的な人手不足と建設コスト高騰が続く中、民間建設プロジェクトの需要動向と、ゼネコン等の供給状況を継続的に見極め、顧客のニーズに的確に対応してまいります。また、当社は更なる企業価値向上と事業の発展に向けて、以下の課題に取り組んでまいります。

① CMサービスの更なる価値向上

当社は、発注者側に立って競争環境を構築し、発注者の利益となる品質、コスト、スピードにおける成果を提供するとともに様々な課題に対する発注者の適切な意思決定を支援し、CMサービスの価値向上に努めてきました。建設プロジェクトの環境変化の中、より一層顧客に寄り添い、社会の動きを見極めてリスクを先読みし、環境変化に対する顧客社内の思想や対応を変革する取り組みを支援することで顧客の合意形成をより厚く支援し、CMサービスの更なる価値向上を追求してまいります。

② 社会の変化をCMの更なる発展の機会に

発注者支援事業のマーケットを広げるために、建設プロジェクト以外の分野では、公共をはじめとした既存施設の維持保全及び将来を見据えた包括的な施設戦略策定等の支援業務を拡充すると共に、設備更新、環境対応、オフィス構築、多拠点施設改修同時進行等、幅広いニーズに応え、同時に施設管理のDX化を支援することで社会の変化に対応するCMとしてサービスの幅を広げて対応してまいります。

③ リーダーの育成と組織力向上

企業理念に基づき、発注者支援事業の社会的意義を共有し、人材育成をはじめとした以下の内なる施策を充実させ、将来の事業を担う人の育成と組織力向上をはかり、発注者支援事業の価値向上を追求します。

内なる施策：

- ・人材育成、マネジメント
- ・技術力向上
- ・働き方
- ・DX、AI活用
- ・処遇向上
- ・女性活躍推進

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	2022年度 第43期	2023年度 第44期	2024年度 第45期	2025年度 (当年度) 第46期
売 上 高	4,761,955千円	5,266,180千円	5,716,853千円	6,114,681千円
当 期 純 利 益	651,211千円	790,755千円	910,529千円	937,683千円
1 株当たり当期純利益	56.53円	68.29円	78.16円	79.93円
総 資 産	6,620,805千円	7,323,942千円	8,027,863千円	8,539,798千円
純 資 産	4,624,012千円	5,084,944千円	5,597,405千円	6,091,934千円
1 株 当 たり 純 資 産 額	399.63円	436.77円	477.77円	515.76円

(注) 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式数に基づき、1株当たり純資産額は期末発行済株式数に基づき算出しております。

なお、それぞれ自己株式を控除した株式数によって算出しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容 (2026年3月31日現在)

① オフィス事業

コンサルティング (ワークスタイル、文書管理、ファシリティ・マネジメント、セキュリティ、ICT、AV、働く人のアクティビティ調査・分析・定量化)、プロジェクト基本計画策定、オフィス設計・インテリアデザイン及び設備設計、プロジェクト・マネジメント (プロジェクト全般支援、調達支援、コスト査定、施工マネジメント、品質検査、引越しマネジメント)

② CM事業

コンサルティング (開発、新築、改修、遵法、安全性)、プロジェクト基本計画策定、建築及び設備設計・インテリアデザイン、エンジニアリングレポート、調達方針・計画策定、長期修繕計画レポート、プロジェクト・マネジメント (プロジェクト全般支援、調達支援、コスト査定、施工マネジメント、品質検査)、維持保全管理へのデータ提供

③ CREM事業

自社保有の不動産や資産の管理に関する企業の管財業務に対するコンサルティング、建築及び設備設計・インテリアデザイン、エンジニアリングレポート、CREM業務の中央統制実現支援、長期修繕計画レポート、プロジェクト・マネジメント（プロジェクト全般支援、調達支援、コスト査定、施工マネジメント、品質検査）、一部若しくはすべてのアウトソーシング受託、多拠点施設改修PMの一元管理システム提供

④ DX支援事業

働き方改革において働く人が自らのアクティビティを可視化して業務効率改善につなげるシステムMeihoAMS[®]や、建設プロジェクトや施設の維持管理を可視化・一元管理し顧客のDX化を支援するシステムMPS[®]の当社開発システムを活用し、顧客のDX実現を支援

(8) 主要な事業所（2026年3月31日現在）

名 称	所 在 地
本 社	東京都千代田区平河町二丁目7番9号
大 阪 支 店	大阪府大阪市中央区安土町三丁目5番13号

(9) 従業員の状況（2026年3月31日現在）

従 業 員 数	前 期 末 比 増 減
208名	8名増

(注) 従業員数は期末就業人員であり、平均臨時雇用者（58名）は含まれておりません。

(10) 主要な借入先および借入額（2026年3月31日現在）

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（2026年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 48,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 12,775,900株
 (自己株式 598,141株を含む。)
 (3) 株主数 14,396名
 (4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 サ カ タ ホ ー ル デ ィ ン グ ス	1,431,100株	11.75%
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 (信 託 E 口)	419,103株	3.44%
明 豊 従 業 員 持 株 会	388,065株	3.19%
坂 田 明	374,000株	3.07%
日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト 信 託 銀 行 株 式 会 社 (信 託 口)	287,700株	2.36%
大 貫 美	197,400株	1.62%
大 島 和 男	169,500株	1.39%
伊 秩 滋	142,800株	1.17%
小 松 信 弘	135,400株	1.11%
藤 井 竜 平	113,500株	0.93%

- (注) 1. 持株比率は、自己株式（598,141株）を控除して計算しております。
 2. 持株比率は、株式給付信託（J-ESOP）に係る419,103株を含めて計算しております。

(5) 当事業年度中に当社役員に対して職務執行の対価として交付された株式の状況

役員区分	株式の種類及び数	交付された者の数
取締役（監査等委員を除く。）	当社普通株式（譲渡制限付株式） 26,100株	5名

- (6) その他株式に関する重要な事項
 該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項（2026年3月31日現在）

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

	2016年6月23日 取締役会決議	2025年6月24日 取締役会決議
発行日	2016年7月11日	2025年7月10日
新株予約権の発行価格	193円	941円
役員の保有状況（注）	690個（3名）	150個（5名）
新株予約権の目的となる株式の種類および数	普通株式 69,000株 （新株予約権1個につき100株）	普通株式 15,000株 （新株予約権1個につき100株）
新株予約権の行使時に払い込みをすべき金額	1株当たり1円	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	2016年7月12日から 2056年7月11日まで	2026年4月1日から 2027年3月31日まで
新株予約権の行使条件	<p>(1) 新株予約権者は、上記の期間内において、当社の取締役の地位を喪失した日（常勤取締役が非常勤取締役になった場合において、役員としての職務の内容又はその地位が激変したと認められるときは、常勤取締役の地位を喪失した日）の翌日から10日（10日目が休日にあたる場合には翌営業日）を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。</p> <p>(2) 新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は、新株予約権を一括してのみ行使することができる。</p> <p>(3) その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。</p>	<p>(1) 新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当社の取締役、執行役員又は従業員のいずれかの地位であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。</p> <p>(2) 新株予約権者が死亡した場合、その相続人はこれを行使できないものとする。</p> <p>(3) 当社の2026年3月期の業績（経常利益）が、当社が定める一定の目標金額以上でなければ新株予約権を行使することができない。</p> <p>(4) その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。</p>

(注) 社外取締役（監査等委員）は新株予約権を保有しておりません。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項（2026年3月31日現在）

(1) 取締役の氏名等

氏名	地位	担当及び重要な兼職の状況
坂田 明	代表取締役会長	
大貫 美	代表取締役社長	CM事業創造本部長 PM本部長 ナレッジセンター長
大島 和男	専務取締役	経営企画本部長兼執行役員
村上 富士男	取締役	技師長 生産技術部長兼執行役員
家崎 武司	取締役	技術本部長兼執行役員
志賀 徹也	社外取締役 (監査等委員)	NCデザイン&コンサルティング(株) 顧問 一般社団法人CRM協議会 顧問 (株)コーチ・エイ EBP (Executive Business Partner)
小須田 明子	社外取締役 (監査等委員)	在日カナダ商工会議所 名誉顧問 日本取締役協会 会員 エドモントン国際空港 シニア・アドバイザー アルバータ州立大学 特別顧問
土屋 純	社外取締役 (監査等委員)	(株)Indigo Blue シニアパートナー

- (注) 1. 社外取締役 志賀徹也氏、小須田明子氏及び土屋純氏については、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
2. 当社は、監査等委員会の職務を補助するものとして、監査等委員会事務局を設置し、重要会議への出席を通じて情報収集を行うほか、内部統制システムを通じた組織的監査を実施することにより監査の実効性を確保していることから、常勤の監査等委員を選定しておりません。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当社の社外取締役は、会社法第423条第1項の責任につき、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額をもって、損害賠償責任の限度としております。

(3) 補償契約の内容の概要

該当事項はありません。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社と取締役は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約により、被保険者が負担することになる第三者訴訟、株主代表訴訟及び会社訴訟において発生する争訟費用及び損害賠償金を填補することとしており、当該保険契約の保険料は全額当社が負担しております。

(5) 取締役の報酬等

① 取締役の報酬等の決定に関する方針

当社の取締役の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針の決定権限を有するものは、取締役会です。取締役会の諮問機関として任意の指名報酬委員会を設置し、答申内容を踏まえて取締役会で決議しております。

② 取締役の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

1 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益とも連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。

具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬等および株式報酬により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払います。基本報酬は、業績に連動して調整することがあります。

2 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責に応じて、当社の業績、従業員給与の水準も考慮しながら、総合的に勘案して決定しております。

3 業績連動報酬等ならびに非金銭報酬等の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

業績連動報酬等は、株主価値向上意識を高めることを目的としており、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績を反映した報酬とし、各事業年度の経営計画における経常利益の目標値を超過した場合において、当期純利益の達成状況を踏まえて算出された額を、賞与として各役員の役割・担当業務の取り組み状況等を総合的に勘案して決定し、一定の時期に支給しております。

非金銭報酬等は、中長期的なインセンティブの付与及び株主価値の共有を目的として

株式報酬を実施し、その額は、当社の業績、各対象取締役の職責の範囲及び人数等諸般の事情を勘案し、決定しております。

4 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、当社の業績、従業員給与の水準も考慮しながら、当社の関連する業種・業態の報酬水準を踏まえ、上位の役位ほど業績連動報酬のウェイトが高まる構成としております。具体的には、当社にとって優秀な社員の確保が最も重要であることから、社員の平均年収を高めた上で、代表取締役社長を100とした場合において、役職に応じて代表取締役会長を83程度、専務取締役を93程度、常務取締役を86程度、取締役等を64から73程度の水準とする基本的なラインを方針として、取締役会において、株主総会で決定された報酬枠の範囲内で協議し、監査等委員である取締役に意見を求めた上で決定しております。

取締役の報酬額については、株主総会で決定された報酬枠の範囲内で、指名報酬委員会における諮問答申内容を踏まえて、監査等委員である取締役にについては、監査等委員会で決定した基準に従い算定し、監査等委員を除く取締役にについては、取締役会にて算定しております。

- ③ 取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由
当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容の決定は、指名報酬委員会の答申を得ていることから、当該方針に沿うものであると取締役会は判断しております。

④ 取締役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の 総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)				対象となる 役員の数 (人)
		固定報酬	賞 与	業績連動 報 酬	譲渡制限 付 株 式	
取締役 (監査等委員を除く)	191,686	82,675	70,030	14,100	24,881	5
社外取締役 (監査等委員)	13,878	13,878	—	—	—	3
合計	205,564	96,553	70,030	14,100	24,881	8

- (注) 1. 上記報酬等の額には、2017年6月27日開催の第37期定時株主総会の決議により退職金相当額として付与した譲渡制限付株式と、2025年6月24日開催の取締役会の決議により、ストック・オプションとして付与した新株予約権を含んでおります（取締役5名に対する報酬としての額合計38,981千円）。
2. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 各取締役（監査等委員を除く）の報酬額は、株主総会で決定された報酬枠の範囲内で、職位別に前期の職務遂行に応じた業績加減を行って算定しています。各監査等委員の報酬は、株主総会で決定された報酬枠の範囲内で、監査等委員会で決定した基準に従い算定しております。
4. 取締役（監査等委員を除く）の報酬は、2025年6月24日開催の第45期定時株主総会にて年額210百万円以内（役員員数6名）とし、当該報酬額とは別枠で、取締役に対して、2021年6月25日開催の第41期定時株主総会にて年額60百万円以内（役員員数4名）の範囲で、ストック・オプションとしての新株予約権（株式報酬型ストック・オプション Dタイプ）を割り当てることについて決議いただいております。また、2017年6月27日開催の第37期定時株主総会にて退職金相当額として付与する譲渡制限付株式を年額40百万円以内（役員員数4名）の範囲で決議いただいております。
5. 社外取締役（監査等委員）の報酬は、2016年6月23日開催の第36期定時株主総会にて年額50百万円以内（役員員数3名）とすることについて決議いただいております。
6. 業績連動報酬につきまして、当事業年度は経営計画における経常利益の目標値1,260百万円を超過しましたので、当期純利益の達成状況を踏まえて算出された額の支給が決定しております。

(6) 社外役員に関する事項

- ① 重要な兼職先である法人等と当社との関係
該当事項はありません。
- ② 主要取引先等特定関係事業者との関係
該当事項はありません。
- ③ 各社外役員の当事業年度における主な活動状況

氏 名	地 位	主な活動状況
志 賀 徹 也	社外取締役	当事業年度開催の取締役会には、16回開催した全てに出席し、質疑応答を積極的に行い、会社の置かれている状況の把握に努めました。 また、監査等委員会には、17回開催した全てに出席し、監査等委員としての取組みにつき意見交換を行いました。 各会議には、主に経営者としての経験を通じて培った知識・見地から適宜発言を行いました。
小須田 明 子	社外取締役	当事業年度開催の取締役会には、16回開催した全てに出席し、質疑応答を積極的に行い、会社の置かれている状況の把握に努めました。 また、監査等委員会には、17回開催のうち、16回出席し、監査等委員としての取組みにつき意見交換を行いました。 各会議には、主に経営者としての経験を通じて培った知識・見地から適宜発言を行いました。
土 屋 純	社外取締役	当事業年度開催の取締役会には、16回開催した全てに出席し、質疑応答を積極的に行い、会社の置かれている状況の把握に努めました。 また、監査等委員会には、17回開催した全てに出席し、監査等委員としての取組みにつき意見交換を行いました。 各会議には、主に経営者としての経験を通じて培った知識・見地から適宜発言を行いました。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

監査法人日本橋事務所

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 公認会計士法第2条第1項の監査業務の報酬	14,800千円
② 当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	14,800千円

(注) 1. 当社監査等委員会は、取締役会、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社は、会計監査人が会社法第340条第1項の各号に定める項目に該当すると判断された場合、監査等委員会による解任のほか、会計監査人が会社法、公認会計士法等の法令違反による懲戒処分又は監督官庁からの処分を受けた場合、その他、会計監査人の監査品質、品質管理体制、独立性、総合的能力等の観点から監査を遂行するに不十分であるなど、会計監査人の変更が必要と認められる場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」を確保するため、取締役会において、内部統制システム構築の基本方針を以下のように定め、体制を構築しております。その概要は次の通りであります。

1 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は2016年6月23日付で監査等委員会設置会社に移行し、取締役会の監視・監督機能の強化、権限の譲渡による迅速な意思決定ならびに業務執行による経営の公正性、透明性及び効率性の向上など、コーポレート・ガバナンス体制の強化を図る。

2 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① 全取締役に法令・定款の遵守を徹底するため、コンプライアンスを定めた倫理規程を作成し、取締役が法令・定款等に違反していることを取締役又は社員等が発見した場合の報告体制として内部通報制度を構築し、コンプライアンスに関連する事態が発生した場合に、その内容・対処案が取締役会、監査等委員会に報告される体制を構築する。

② 全使用人に法令・定款の遵守を徹底するため、コンプライアンスを定めた服務規程を作成し、全使用人が法令・定款等に違反する行為を発見した場合の報告体制としての内部通報制度を構築し、コンプライアンスに関連する事態が発生した場合に、その内容・対処案が取締役会、監査等委員会に報告される体制を構築する。

3 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

① 取締役の職務の執行に係る情報・文書（以下、「職務執行情報」という。）の取扱いは、当社文書管理規程に従い適切に保存及び管理（廃棄を含む。）の運用を実施し、必要に応じて運用状況の検証、各規程等の見直し等を行う。

② 職務執行情報をデータベース化し、当該各文書等の存否及び保存状況を直ちに検索可能とする体制を構築する。

③ 前2項に係る事務は、経営管理担当取締役が所管する。

4 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

① 当社は、代表取締役社長に直属する部署として、内部監査室を設置する。

② 内部監査室は、定期的に業務監査実施項目及び実施方法を検証し、監査実施項目に遺漏なきよう確認し、必要があれば監査方法の改訂を行う。

③ 内部監査室の監査により法令定款違反その他の事由に基づき損失の危険のある業務執行行為が発見された場合には、発見された危険の内容及びそれがもたらす損失の程度等について直ちに内部監査室長を委員長とするリスク管理委員会を設置する。

- ④ 内部監査室の活動を円滑にするために、プロジェクト管理規程、関連する社内規程（債権管理規程、経理規程等）などの整備を各部署に求め、また内部監査室の存在意義を全使用人に周知徹底し、損失の危険を発見した場合には、直ちに内部監査室に報告するよう指導する。
- 5 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ① 経営計画のマネジメントについては、経営理念を機軸に毎年策定される年度計画等に基づき各業務執行ラインにおいて目標達成のために活動することとする。また、経営目標が当初の予定通りに進捗しているか業績報告を通じ定期的に検査を行う。
- ② 業務執行のマネジメントについては、取締役会規程により定められている事項及びその付議基準に該当する事項についてはすべて取締役会に付議することを遵守し、その際には経営判断の原則に基づき事前に議題に関する十分な情報が全役員に提供される体制をとるものとする。
- 6 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- 当社の親会社及び子会社となる会社は存在しないが、今後企業集団として業務を行う必要が生じた場合には、企業集団としての企業行動指針を定め、企業理念の統一を保つこと等を行う。
- 7 監査等委員会の職務を補助すべき使用人を置くことに関する事項
- 監査等委員会の職務を補助すべき部署として監査等委員会事務局を設置する。設置にあたっては、監査等委員会の意見を聴取し、人事担当取締役その他の関係各方面の意見も十分に考慮して決定する。
- 8 監査等委員会の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項
- ① 監査等委員会の職務を補助すべき使用人の任命・異動については、監査等委員会の同意を必要とする。
- ② 監査等委員会付き使用人は、当社の業務執行にかかる役職を兼務せず監査等委員会の指揮命令下で職務を遂行しその評価については監査等委員の意見を聴取するものとする。
- 9 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に対する監査等委員の指示の実効性の確保に関する事項
- ① 監査等委員の職務を補助すべき使用人を置く場合、当該使用人への指揮権は、監査等委員に移譲されたものとし、取締役の指揮命令は受けないこととする。
- ② 監査等委員の職務を補助すべき使用人が、他部署の使用人を兼務する場合は、監査等委員に係る業務に優先して従事するものとする。

- 10 取締役及び使用人が監査等委員に報告をするための体制その他の監査等委員への報告に関する体制
- ① 取締役及び使用人は、監査等委員会の定めるところに従い、各監査等委員の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行うこととする。
 - ② 前項の報告・情報提供としての主なものは、次のとおりとする。
 - ・当社の重要な会計方針、会計基準及びその変更
 - ・業績及び業績見込の発表内容、重要開示書類の内容
 - ・内部通報制度の運用及び通報の内容
 - ・社内申請書等監査等委員から要求された会議議事録等の内容
- 11 監査等委員への報告をした者が当該報告を理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制
- ① 監査等委員は、取締役会及びその他業務執行の重要な会議へ出席し、意見を述べるとともに、当社における重要事項や損害を及ぼす恐れのある事実等について、報告を受けることができる体制とする。
 - ② 取締役及び使用人は、当社に重大な損失を及ぼすおそれのある事項、違法または不正行為を認知した場合の他、会議の決定事項、重要な会計方針・会計基準及びその変更、内部監査の実施状況、その他必要な重要事項を、監査等委員に報告することとする。
 - ③ 上記の報告体制に関する実効性を確保するため、社内規程等に基づき、その当該体制を明確化し、取締役及び使用人に対して周知する。
 - ④ 当社は、内部通報制度を通じた通報を含め、監査等委員に報告したものに対し、当該通報・報告をしたことを理由として、解雇その他の不利な取扱いを行わないこととし、これを取締役及び使用人に周知徹底する。
- 12 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- 監査等委員がその職務の執行について生じる費用の前払又は償還等の請求をしたときは、当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、当該費用又は債務を処理する。
- 13 その他の監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 監査等委員は内部監査室と監査計画を協議すると共に、内部監査室の監査結果並びに指摘及び提言事項等について協議を行う等密接な情報交換を行う。また、監査等委員は会計監査人とも密接な連携を行う。

- ② 代表取締役社長と監査等委員は、定期的に会合を持ち、幅広く意見の交換を行う。

14 財務報告の基本方針

当社は、信頼性のある財務報告を重視し、開示を通じて、投資家が安心して投資し、資金の流れが円滑化され、経済が活性化されることに資することを財務報告の基本方針とする。

15 信頼性のある財務報告を行うための体制

- ① 経営者は信頼性のある財務報告の作成に必要とされる能力の内容を定め、その内容を定期的に見直し、常に適切なものにしなければならない。
- ② 経営者は前項の能力を有する人材を確保・配置しなければならない。
- ③ 経営者は信頼性のある財務報告を行うため、財務報告に係る内部統制の役割を明確にしなければならない。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社の取締役会は、取締役8名で構成されており、その取締役会には取締役及び監査等委員が出席して、各業務執行取締役から業務執行状況の報告が行われるとともに、重要事項の審議・決議を行っております。

議場において社外取締役は、独立した立場から審議に加わり、意見を述べるとともに、経営の監視を行っております。

また、監査等委員は取締役会のほか、社内の重要な会議に出席するとともに、取締役から業務執行の状況について直接聴取を行い、業務執行の状況やコンプライアンスに関する問題点を日常業務レベルで監視する体制を整備しており、経営監視機能の強化及び向上を図っております。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、2026年5月12日開催の取締役会において、以下の通り「配当方針の変更」を決議いたしました。

当社は、将来の事業発展と経営体質強化のために必要な内部留保を確保しつつ、株主の皆様への安定的かつ継続的な利益還元を経営として重視してまいります。

具体的には、赤字となった場合を除き2事業年度（2026年度から2027年度）の1株当たり年間配当金の下限を44.00円以上とし、かつ、配当性向55%程度を目安として各期の業績の伸びに応じた利益配当を行うことを基本方針としております。

~~~~~  
(注) 本事業報告中の記載金額・株数は、原則として、表示単位未満を切り捨てて表示しております。また、比率は、表示単位未満を四捨五入して表示しております。

# 貸借対照表

2026年3月31日現在

(単位：千円)

| 科 目            | 金 額                | 科 目              | 金 額                |
|----------------|--------------------|------------------|--------------------|
| <b>資 産 の 部</b> |                    | <b>負 債 の 部</b>   |                    |
| 流動資産           | <b>[6,802,321]</b> | 流動負債             | <b>[1,501,392]</b> |
| 現金及び預金         | 1,527,191          | 買掛金              | 44,372             |
| 売掛金            | 2,247,356          | 未払金              | 151,655            |
| 契約資産           | 2,757,917          | 未払費用             | 161,684            |
| 有価証券           | 100,000            | 未払法人税等           | 185,198            |
| 仕掛品            | 5,640              | 未払消費税等           | 100,944            |
| 前払費用           | 90,656             | 契約負債             | 6,108              |
| その他            | 73,560             | 預り金              | 63,660             |
| 固定資産           | <b>[1,737,477]</b> | 賞与引当金            | 714,996            |
| 有形固定資産         | <b>(137,142)</b>   | 役員賞与引当金          | 23,030             |
| 建物             | 75,554             | 株式給付引当金          | 49,539             |
| 工具器具備品         | 61,588             | プロジェクト損失引当金      | 201                |
| 無形固定資産         | <b>(245,575)</b>   | 固定負債             | <b>[946,472]</b>   |
| ソフトウェア         | 211,712            | 長期未払金            | 198,092            |
| 特許権            | 2,276              | 退職給付引当金          | 748,379            |
| 商標権            | 501                | 負債合計             | <b>2,447,864</b>   |
| ソフトウェア仮勘定      | 31,084             | <b>純 資 産 の 部</b> |                    |
| 投資その他の資産       | <b>(1,354,759)</b> | 株主資本             | <b>[6,064,586]</b> |
| 投資有価証券         | 370,000            | 資本金              | 543,404            |
| 繰延税金資産         | 603,868            | 資本剰余金            | 713,829            |
| 差入保証金          | 42,218             | 資本準備金            | 349,676            |
| 敷金             | 170,359            | その他資本剰余金         | 364,153            |
| 保険積立金          | 168,312            | 利益剰余金            | 5,349,701          |
|                |                    | 利益準備金            | 6,159              |
|                |                    | その他利益剰余金         | 5,343,541          |
|                |                    | 別途積立金            | 300,000            |
|                |                    | 繰越利益剰余金          | 5,043,541          |
|                |                    | 自己株式             | △542,349           |
|                |                    | 新株予約権            | <b>[27,348]</b>    |
|                |                    | 純資産合計            | <b>6,091,934</b>   |
| 資産合計           | <b>8,539,798</b>   | 負債純資産合計          | <b>8,539,798</b>   |

# 損益計算書

(2025年4月1日から  
2026年3月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目             | 金 額       |           |
|-----------------|-----------|-----------|
| 売 上 高           |           |           |
| マネジメントサービス料収入   | 6,109,188 |           |
| その他売上高          | 5,492     | 6,114,681 |
| 売 上 原 価         |           |           |
| マネジメントサービス料原価   | 2,801,433 |           |
| その他売上原価         | 5,242     | 2,806,675 |
| 売 上 総 利 益       |           | 3,308,005 |
| 販売費及び一般管理費      |           | 2,038,645 |
| 営 業 利 益         |           | 1,269,359 |
| 営 業 外 収 益       |           |           |
| 受取利息            | 1,674     |           |
| 未払配当金除斥益        | 489       |           |
| 受取事務手数料         | 796       |           |
| その他             | 154       | 3,114     |
| 営 業 外 費 用       |           |           |
| 固定資産除却損         | 1,165     |           |
| 保険解約損           | 236       |           |
| その他             | 220       | 1,622     |
| 経 常 利 益         |           | 1,270,851 |
| 税 引 前 当 期 純 利 益 |           | 1,270,851 |
| 法人税、住民税及び事業税    | 360,040   |           |
| 法人税等調整額         | △26,872   | 333,168   |
| 当 期 純 利 益       |           | 937,683   |

# 株主資本等変動計算書

(2025年4月1日から  
2026年3月31日まで)

(単位：千円)

|                          | 株 主 資 本 |           |          |         |           |          |           |
|--------------------------|---------|-----------|----------|---------|-----------|----------|-----------|
|                          | 資本金     | 資 本 剰 余 金 |          |         | 利 益 剰 余 金 |          |           |
|                          |         | 資本準備金     | その他資本剰余金 | 資本剰余金合計 | 利益準備金     | その他利益剰余金 |           |
|                          |         |           |          |         | 別途積立金     | 繰越利益剰余金  |           |
| 当 期 首 残 高                | 543,404 | 349,676   | 347,152  | 696,828 | 6,159     | 300,000  | 4,621,878 |
| 当 期 変 動 額                |         |           |          |         |           |          |           |
| 新株予約権の行使                 |         |           | 3,690    | 3,690   |           |          |           |
| 剰余金の配当                   |         |           |          |         |           |          | △516,020  |
| 当期純利益                    |         |           |          |         |           |          | 937,683   |
| 自己株式の処分                  |         |           | 13,311   | 13,311  |           |          |           |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額 (純額) |         |           |          |         |           |          |           |
| 当 期 変 動 額 合 計            | -       | -         | 17,001   | 17,001  | -         | -        | 421,663   |
| 当 期 末 残 高                | 543,404 | 349,676   | 364,153  | 713,829 | 6,159     | 300,000  | 5,043,541 |

|                          | 株 主 資 本   |          |           | 新株予約権  | 純資産合計     |
|--------------------------|-----------|----------|-----------|--------|-----------|
|                          | 利益剰余金合計   | 自己株式     | 株主資本合計    |        |           |
| 当 期 首 残 高                | 4,928,037 | △592,324 | 5,575,947 | 21,458 | 5,597,405 |
| 当 期 変 動 額                |           |          |           |        |           |
| 新株予約権の行使                 |           | 4,530    | 8,220     |        | 8,220     |
| 剰余金の配当                   | △516,020  |          | △516,020  |        | △516,020  |
| 当期純利益                    | 937,683   |          | 937,683   |        | 937,683   |
| 自己株式の処分                  |           | 45,444   | 58,755    |        | 58,755    |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額 (純額) |           |          |           | 5,890  | 5,890     |
| 当 期 変 動 額 合 計            | 421,663   | 49,974   | 488,638   | 5,890  | 494,528   |
| 当 期 末 残 高                | 5,349,701 | △542,349 | 6,064,586 | 27,348 | 6,091,934 |

# 個別注記表

## 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

### 1-1. 資産の評価基準及び評価方法

#### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券……償却原価法（定額法）

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの…時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

市場価格のない株式等……………移動平均法による原価法

#### (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品……………個別法による原価法

### 1-2. 固定資産の減価償却の方法

#### (1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3～15年

工具器具備品 3～10年

#### (2) 無形固定資産

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

### 1-3. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金……………従業員に対して支給する賞与に充てるため、賞与の支給見込額のうち、当期負担額を計上しております。

(2) 役員賞与引当金……………役員に対して支給する賞与に充てるため、賞与の支給見込額のうち、当期負担額を計上しております。

(3) 退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

- (4) 株式給付引当金……………株式給付規程に基づく従業員への当社株式等の給付に備えるため、当事業年度末において対象者に付与されているポイントを基礎とした当社株式等の給付見込額を計上しております。
- (5) プロジェクト損失引当金…受注したプロジェクトに係る将来の損失に備えるため、損失発生の可能性が高く、かつ、その損失見込額を合理的に見積ることができるプロジェクトについて損失見込額を計上しております。

#### 1-4. 収益及び費用の計上基準

顧客とは主にCM（コンストラクション・マネジメント）業務契約を締結しております。

受注したCM業務契約のプロジェクトに関して、財又はサービスに対する支配が顧客に一定の期間にわたり移転する場合には、財又はサービスを顧客に移転する履行義務を充足するにつれて、当該一定の期間にわたり収益を認識しております。この履行義務の充足に係る進捗度の見積りは、決算日までの発生原価が見積原価総額に占める割合（インプット法）に基づいて測定しております。

なお、履行義務が一定期間にわたり充足されるものでない場合には一時点で充足される履行義務として、また、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短いプロジェクトについては代替的な取扱いを適用し、完全に履行義務を充足した時点（プロジェクト完了時）で収益を認識しております。

## 2. 会計上の見積りに関する注記

当事業年度の計算書類に計上した重要な項目

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

- |                      |             |
|----------------------|-------------|
| ① 繰延税金資産の回収可能性       |             |
| ・当事業年度計上額            | 603,868千円   |
| ② 進捗度（インプット法）に基づく売上高 |             |
| ・当事業年度計上額            | 2,506,774千円 |

## 3. 貸借対照表に関する注記

|                |           |
|----------------|-----------|
| 有形固定資産の減価償却累計額 | 259,017千円 |
|----------------|-----------|

#### 4. 株主資本等変動計算書に関する注記

##### (1) 当事業年度末における発行済株式の種類及び株式数

普通株式 12,775,900株

##### (2) 当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式 1,017,244株

(注) 信託が保有する自社の株式419,103株を含めております。

##### (3) 配当に関する事項

###### ① 配当金支払額

| 決議                 | 株式の種類 | 配当金の総額 (千円) | 1株当たり配当額 (円) | 基準日        | 効力発生日     |
|--------------------|-------|-------------|--------------|------------|-----------|
| 2025年5月23日<br>取締役会 | 普通株式  | 516,020     | 42.5         | 2025年3月31日 | 2025年6月9日 |

(注) 配当金の総額には、信託が保有する自社の株式に対する配当金20,016千円が含まれております。

###### ② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

| 決議                 | 株式の種類 | 配当の原資 | 配当金の総額 (千円) | 1株当たり配当額 (円) | 基準日            | 効力発生日         |
|--------------------|-------|-------|-------------|--------------|----------------|---------------|
| 2026年5月21日<br>取締役会 | 普通株式  | 利益剰余金 | 535,821     | 44.0         | 2026年<br>3月31日 | 2026年<br>6月8日 |

(注) 配当金の総額には、信託が保有する自社の株式に対する配当金18,440千円が含まれております。

##### (4) 新株予約権に関する事項

当事業年度末における新株予約権の目的となる株式の数

| 新株予約権の内訳           | 目的となる株式の種類 | 目的となる株式の数 (株) |
|--------------------|------------|---------------|
| 2016年度新株予約権 (Aタイプ) | 普通株式       | 69,000        |
| 2025年度新株予約権 (Dタイプ) | 普通株式       | 15,000        |
| 合 計                |            | 84,000        |

#### 5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生は、賞与引当金、退職給付引当金、長期未払金の否認等であります。

## 6. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については預金及び安全性の高い有価証券等に限定し、自己資金により資金を調達しております。売上債権に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。

### (2) 金融商品の時価等に関する事項

2026年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。なお、現金は注記を省略しており、預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：千円)

|                            | 貸借対照表計上額 (※) | 時 価 (※)   | 差 額     |
|----------------------------|--------------|-----------|---------|
| (1) 売掛金                    | 2,247,356    | 2,247,356 | —       |
| (2) 契約資産                   | 2,757,917    | 2,757,917 | —       |
| (3) 投資有価証券（1年以内償還の有価証券も含む） | 470,000      | 459,286   | △10,713 |
| (4) 買掛金                    | (44,372)     | (44,372)  | —       |
| (5) 未払金                    | (151,655)    | (151,655) | —       |

(※) 負債に計上されているものについては ( ) で示しております。

### (注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

### 投資有価証券

当社が保有している債券は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

#### 売掛金及び契約資産

これらの時価は、一定の期間ごとに区分した債権ごとに、債権額と満期までの期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

#### 買掛金及び未払金

これらの時価は、一定の期間ごとに区分した債務ごとに、その将来キャッシュ・フローと、返済期日までの期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

### 7. 収益認識に関する注記

#### (1) 収益の分解

当社は、オフィス事業、CM事業、CREM事業及びDX支援事業を営んでおり、各事業の主な財又はサービスの種類は、主にマネジメントサービス料収入であります。

各事業の売上高は、オフィス事業1,562,167千円、CM事業3,077,128千円、CREM事業1,022,403千円及びDX支援事業452,981千円であります。

#### (2) 収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「収益及び費用の計上基準」に記載の通りであります。

#### (3) 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

当事業年度末における残存履行義務に配分された取引価格の総額は、2,834,870千円であり、当社は、当該残存履行義務について、履行義務の充足につれて1年から6年の間で収益を認識することを見込んでおります。

### 8. 1株当たり情報に関する注記

|           |         |
|-----------|---------|
| 1株当たり純資産額 | 515円76銭 |
|-----------|---------|

|            |        |
|------------|--------|
| 1株当たり当期純利益 | 79円93銭 |
|------------|--------|

(注) 1株当たり情報の算定上、控除する自己株式に信託が保有する自社の株式(期末419,103株、期中平均435,450株)を含めております。

# 会計監査人の監査報告書

## 独立監査人の監査報告書

2026年5月18日

明豊ファシリティワークス株式会社  
取締役会 御中

監査法人日本橋事務所  
東京都中央区

指定社員 公認会計士 新 藤 弘 一  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 工 藤 和 則  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、明豊ファシリティワークス株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第46期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 監査等委員会の監査報告書

## 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第46期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人日本橋事務所の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月21日

明豊ファシリティワークス株式会社 監査等委員会

監査等委員 志賀 徹 也

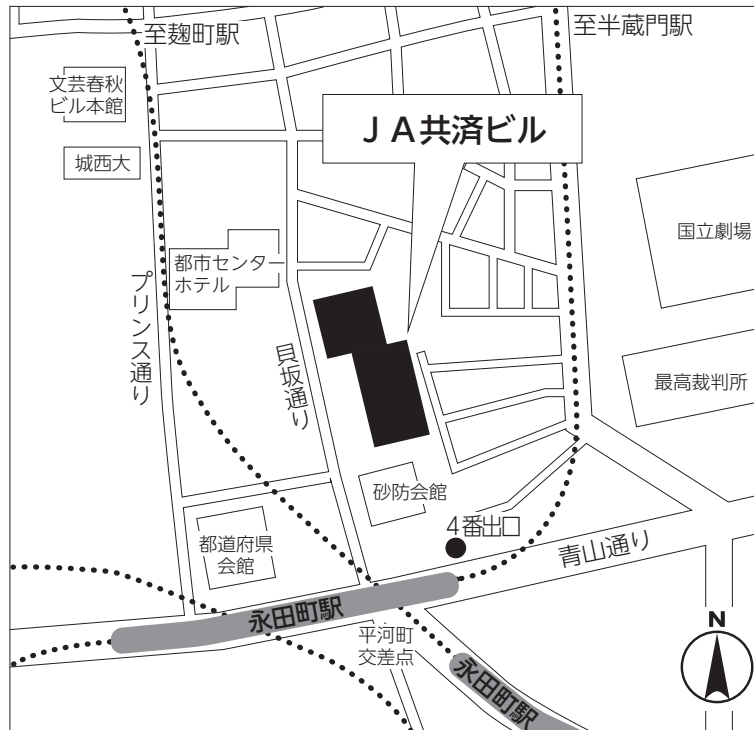
監査等委員 小須田 明 子

監査等委員 土 屋 純

(注) 監査等委員 志賀徹也、小須田明子及び土屋純は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

# 株主総会会場ご案内図



## 【会 場】

〒102-0093 東京都千代田区平河町二丁目7番9号  
JA共済ビル 1F カンファレンスホール  
TEL : 03-3265-8716 (代)  
FAX : 03-3265-8719  
ホームページ : <https://jkbc-hall.jp>

## 【最寄駅交通案内】

東京メトロ有楽町線、半蔵門線、南北線「永田町駅」4番出口 徒歩2分  
施設内に有料駐車場（地下1階）はありますが、台数・営業時間等に制限がございますので、できるだけ公共機関をご利用ください。  
なお、駐輪場はございません。

施設にご入場の際には、お手数ですが本招集ご通知または同封しました議決権行使書用紙をご提示ください。